

〔商法 六三一〕 乾汽船株主総会決議取消請求控訴事件

東京高判令和三年二月一六日
令和三年(ホ)第二四四七号各株主総会決議取消請求控訴事件
資料版商事法務四五五号一一二頁

〔判示事項〕

- 一、買収防衛策を導入する株主総会決議の取消を求める訴えは、当該買収防衛策が廃止されている場合には訴えの利益を欠く
- 二、書面による議決権の行使期限に関する法令違反につき、株主総会決議取消の訴えが裁量棄却された事例
- 三、本来集計すべき議決権行使書面を集計しなかったという株主総会の決議方法の瑕疵につき、株主総会決議日から三か月経過後の取消事由の追加は許されないとされた事例

〔参照条文〕

会社法八三一条、会社法施行規則六三条三号ロ

〔事実〕

(1) X合同会社はY株式会社の株主であり、後述する令和元年総会の基準日時点での持株比率は二五・一二％、令和二年総会の基準日時点での持株比率は三〇・三四％であった。

(2) Y社は、令和元年六月五日、招集通知を発送し、同月二一日、第九九回定時株主総会(令和元年総会)を開催した。令和元年総会においては、剰余金配当議案、同社の従前の取締役であった者五名を重任する旨の取締役選任

議案、監査役選任議案、および買収防衛策導入についての承認議案（本件買収防衛策導入議案）の四議案を可決する旨の決議（令和元年総会決議）がなされた。

これに対してX社は、令和元年総会決議には、招集手続または決議方法に法令違反または著しい不正があると主張して、令和元年九月六日、令和元年総会決議の取消を求める訴えを提起した（第一事件）。その後、同社は、本件買収防衛策導入議案承認決議に関して手続上の瑕疵があるとして、令和二年七月一日および同月一七日に取消事由を追加主張した。

(3) Y社は、令和二年六月四日、招集通知を發送し、同月一九日午前一〇時から第一〇〇回定時株主総会（令和二年総会）を開催した。令和二年総会においては、剰余金配当議案、同社の従前の取締役であった者五名を重任する旨の取締役選任議案、およびX社がY社株式を保有する目的等に関して、Y社取締役会がX社に対して情報提供要請を行うことを承認する議案（本件情報提供要請承認議案）の三議案を可決する旨の決議（令和二年総会決議）がなされた。なお、令和二年総会の招集通知には、議決権行使書面を令和二年六月一八日午後五時までに到着するように返送することを求める旨の記載があった。一方、Y社の営業

時間の終了時は午後五時二〇分であった。また、令和二年総会の株主総会参考書類には、本件情報提供要請承認議案に関する説明として、Y社の取締役会がX社に対して情報提供を要請する旨を決議したことおよびその決議に至る経緯、要請する情報の内容等に関する記載があった。

これに対してX社は、令和二年総会決議には、招集通知の發送日の期間制限などに関して、招集手続または決議方法に法令違反または著しい不正があると主張して、また、特別利害関係人による議決権行使によって著しく不正な決議がされたと主張して、令和二年八月二八日、令和二年総会決議の取消を求める訴えを提起した（第二事件）。

(4) Y社は、議決権行使書面集計業務を含む証券代行業務をM信託に委託していたところ、M信託は、令和二年九月二四日、M信託およびM信託が議決権行使書面集計業務を含む証券代行業務に関する事務を委託するNデータサービスが、株主総会の繁忙期における議決権行使書面について、その郵送受付分を本来の配達日（郵便局が発行する交付証に記載された日付）の前日に受け取り、事務処理を進める対応をとっていたこと、Nデータサービスが議決権行使書面を集計する際には、実際の持込日ではなく、交付証の日付に基づき集計していたこと、そのため、交付証

の日付が議決権行使期限後である場合には実際の持込みの時点が議決権行使期限前であっても議決権行使書面の集計作業の対象外としてきたことを公表した（以下、M信託およびNデータサービスが行っていた上記議決権行使書面の集計処理を、「本件不適切集計処理」と呼ぶ）。

この公表後、X社は、令和元年総会決議および令和二年総会決議には本件不適切集計処理による瑕疵があるとして、令和二年一〇月二日、第一事件および第二事件に取消事由を追加主張した。

(5) 原判決（東京地判令和三年四月八日資料版商事法務四四八号一三三頁）は、本件各訴えのうち令和元年総会における取締役選任決議の取消を求める部分は訴えの利益を欠くとして却下し、X社のその余の請求はいずれも理由がないとして棄却する旨の判決をした。同社は、原判決のうち、①令和元年総会における本件買収防衛策導入決議、および②令和二年総会における本件情報提供要請承認決議の各取消請求を棄却した部分を不服として控訴した。

買収防衛策に関しては、Y社の定款に次のような定めがある。同社は、企業価値および株主共同の利益が不当に毀損されることを未然に防ぐために、買収防衛策を導入することができ（四九条一項）。買収防衛策にかかる新株予

約権無償割当に関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により定める（同条二項）。同社は、定款四九条に規定する買収防衛策の導入には、株主総会の決議を得なければならぬ（五〇条一項）。同社は、いつでも取締役会の決議に基づいて買収防衛策を廃止することができる（同条二項）。

なお、令和元年総会における取締役選任決議の取消請求に関して、原判決は次のように判示している。

「取締役を選任する旨の先行決議の取消しの訴えの係属中に、当該取締役の任期が満了し、新たに取締役を選任する旨の後行決議がされ、その結果、取消しを求める選任決議に基づく取締役ら全員がもはや現存しなくなったときは、特別の事情のない限り、取締役選任の株主総会決議の取消しの訴えは実益がなくなり、訴えの利益を欠くと解するべきである（昭和四五年最判〔最判昭和四五年四月二日民集二四卷四号二二三頁・筆者注〕参照）。

本件では、Y社の取締役の任期は、選任後一年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであるところ（証拠略）、令和元年総会で選任された各取締役は、令和二年総会の終結によって任期満

了退任し、同総会によって新たに Y 社の取締役が選任（重任）された。そして、令和元年総会で選任された各取締役は、いずれもそれ以前から取締役であった者が重任されたものであり、令和元年総会決議が取り消されたとしても、それらの者は取締役（代表取締役）の権利義務を有する結果、後行の令和二年総会決議の招集手続に瑕疵が連鎖することはないため、上記特別の事情も認められない。

したがって、本件訴えのうち、令和元年総会の取締役選任決議の取消しを求める訴えの利益は失われたと認められる。」

〔判旨〕

(1) 本件買収防衛策導入決議の取消を求める訴えについて（請求却下）

「原判決の言渡し後の令和三年六月二三日に開催された Y 社の令和三年総会において、新買収防衛策の導入及びこれに伴う本件買収防衛策の廃止に関する議案（本件買収防衛策廃止議案）が承認可決されたことが認められ、これによると、令和三年総会の終結時をもって本件買収防衛策は廃止されたものと認められる。

そうすると、令和元年総会における本件買収防衛策導入

決議を取り消しても何ら法的な効果は生ぜず、同決議を取り消すことに実益があるとは認められないから、X 社の本件訴えのうち、Y 社の令和元年総会における本件買収防衛策導入決議（……）の取消しを求める請求に係る訴えの利益は失われたものと認めるが相当である。」

「これに対し、X 社は、本件買収防衛策廃止決議について、今後、決議無効確認訴訟や決議取消請求訴訟が提起されて請求が認容された場合には、本件買収防衛策が存続することになるから、本件買収防衛策導入決議の取消しを求める利益は失われていない旨を主張する。

しかしながら、本件買収防衛策廃止決議についての無効事由ないし取消事由の存在を基礎付ける事情をうかがわせるに足りる確な証拠はなく（X 社の主張に係る新買収防衛策が Y 社の定款上の買収防衛策に該当しない可能性をうかがわせる証拠も存しない）、X 社の上記主張は採用することができない。」

(2) 令和二年総会における本件情報提供要請承認決議について（控訴棄却）

①書面による議決権の行使期限に関する法令違反と裁量棄却の可否について

「議決権行使書面の発送日と総会日との間に一五日間を

設けなかった令和二年総会の招集手続の法令違反（会社法二九八条一項五号、同法施行規則六三条三号ロ）は、……、（a）「特定の時」を定めなかった場合の議決権行使書面の行使期限はY社の営業時間の終了時である午後五時二〇分であり、本件の行使期限である午後五時から二〇分間伸長されるにすぎず、株主の議決権行使に与える影響が大きいとまではいえないことや、午後五時を営業時間の終了とすることが我が国のビジネス慣行上広く見られることに照らすと、上記の招集手続の瑕疵の程度は重大でないものと認められ、（b）令和二年六月一八日午後五時から同日午後五時二〇分までの間に到達した議決権行使書面は存在しなかったものと認められ、上記の招集手続に係る瑕疵は決議に影響を及ぼさないものであったと認められるから、書面による議決権行使の行使期間に関する法令違反の瑕疵を理由とする令和二年総会決議における本件情報提供要請承認決議の取消請求については、会社法八三一条二項により請求を棄却するのが相当である。

② 本件不適切集計処理による令和二年総会決議の決議方法の瑕疵と取消事由の追加の可否について

「X社は、① Y社の外部委託先がY社のいわば手足として議決権行使書面の集計処理を行ったものである以上、外

部委託先の故意又は過失による違法行為の責任はY社に帰属するものであり、Y社の外部委託先が本来集計すべき議決権行使書面を集計しなかったことは、株主総会の決議の方法の重大な違反であり、② 株主総会決議の日から三か月以内という提訴期間経過後に新たな取消事由を追加することは許されない旨を判示した昭和五一年最判〔最判昭和五一年一二月二四日民集三〇卷一〇七六頁…筆者注〕は、会社法八三一条一項に基づく株主総会決議取消の訴えに射程が及ぶものではなく、特段の事情がある場合には株主総会決議の日から三か月経過後の取消事由の追加は許されるべきであり、取消事由の追加が許されない旨のX社の主張が権利の濫用に当たると主張する。」

「しかしながら、X社による令和二年総会における本件不適切集計処理に係る取消事由の主張は、令和二年総会決議の日から三か月が経過した後に追加されたものであると、……、株主総会決議取消しの訴えを提起した後に、会社法八三一条一項所定の期間経過後に新たな取消事由を追加することは許されないと解するのが相当であり、仮に特段の事情がある場合には提訴期間経過後の取消事由の追加が許されると解する余地があるとしても、本件不適切集計処理によって算入されなかった議決権数は二二七五個

(総議決権数に占める割合は約〇・九一%)であり、最も賛否が近接した議案における票差は三万二五〇九個であった、本件不適切集計処理によって決議の結果に影響はなかったものと認められるから、本件において追加主張を許すべき特段の事情があるとは認められず、また、上記各事情に加え、Y社がM信託及びNデータサービスによって行われた本件不適切集計処理を令和二年総会の時点で知っていたことを認めるに足りる証拠もないから、Y社が取消事由の追加は許されないと主張することが権利の濫用に当たるといふこともできない。」

〔研究〕

一、本控訴審では、①令和元年総会における本件買収防衛策導入決議、および②令和二年総会における本件情報提供要請承認決議の各取消請求が争われた。本判決は、①については訴えの利益がないとした。事案の分析にはやや粗い点も見受けられるが、従来の判例法理に沿った判断をしている(二)。(二)については、本件情報提供要請承認決議はいわゆる勧告的(宣言的)決議(会二九五条二項参照)であると解される。したがって、本判決でも原判決でも争点とされていないが、勧告的決議は決議取消請求の対象にな

るのが、まず問題とされなければならなかった(三)。本判決では、②については、書面による議決権の行使期限に関する法令違反と裁量棄却の可否(四)、および、本件不適切集計処理による令和二年総会決議の決議方法の瑕疵と取消事由の追加の可否(五)が争点とされている。以下、順に検討する。

二、本件買収防衛策導入決議の取消請求と訴えの利益の有無

「形成の訴は法律の規定する要件を充たすかぎり、訴の利益の存するのが通常であるけれども、その後の事情の変化により、その利益を欠くに至る場合がある(当裁判所昭和三十三年(オ)第一〇九七号同三七年一月一九日第二小法廷判決、民集一六卷一七七六頁参照)。」(最判昭和四五年四月二日民集二四卷四号二二三頁)と解するのが、判例の基本的立場である。この解釈は学説の多くからも支持されているといつてよい(岩原編『会社法コンメンタール』19(二〇二二年)二八一〜二八二頁〔岩原紳作〕)。

その後の事情の変化の例として、前掲最判昭和四五年四月二日は、「株主総会決議取消の訴は形成の訴であるが、役員選任の総会決議取消の訴が係属中、その決議に基づい

て選任された取締役ら役員がすべて任期満了により退任し、その後の株主総会の決議によつて取締役ら役員が新たに選任され、その結果、取消を求める選任決議に基づく取締役ら役員が現存しなくなつたときは、右の場合に該当するものとして、特別の事情のないかぎり、決議取消の訴は実益なきに帰し、訴の利益を欠くに至るものと解するを相当とする。」と判示している。当該事案で問題とされた取締役選任決議の瑕疵事案だと、後行総会決議の取消・不存在（瑕疵の連鎖。これがない場合として原判決参照）が問題になりうる（最判令和二年九月三日民集七四卷六号一五五七頁参照）。一方、買取防衛策導入決議の瑕疵によつては、瑕疵の連鎖は原則として生じない。

本件と類似する事例に関する名古屋高判令和四年二月一八日資料版商事法務四五七号一三〇頁は、被控訴人の第六九期定時株主総会決議で継続が承認された「本件買取防衛策の有効期間は、原審口頭弁論終結後の令和三年六月二四日に被控訴人の第七〇期定時株主総会が開催され、終結したことによつて、満了しており、被控訴人の第七〇期定時株主総会において、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買取防衛策）継続の件」を可決する旨の決議がされたのであるから、本件買取防衛策が既に失効している

にもかかわらず、これを可決した本件決議を取り消すことに具体的な実益があるという特別の事情がない限り、本件訴えは、本件買取防衛策の有効期間満了により訴えの利益を欠くに至つたというべきである。」と判示した上で、特別事情があるとは認められないとして、第六九期総会でなされた「本件買取防衛策」継続決議の取消を求める訴えを却下している。ここでの「買取防衛策の継続」とは、導入されている買取防衛策の有効期間の延長を意味するのではなく、前買取防衛策と同内容の新たな買取防衛策を導入するという趣旨であると解される。そして、第六九期総会決議で導入された買取防衛策は第七〇期総会の終結によつて期間満了をもって失効しているのであるから、当該第六九期総会決議を取り消しても現状の法律関係に変更は生じない。すなわち、第六九期総会の買取防衛策導入決議を取り消す具体的な実益はない。したがつて、第七〇期総会の買取防衛策導入決議の有無にかかわらず（役員権利義務者の制度（会三四六条一項）が存在する役員の場合とは異なる）、第六九期総会買取防衛策導入決議取消の訴えには訴えの利益はないと解される（高橋陽一「日邦産業株主総会決議取消請求訴訟の検討」資料版商事法務四五八号（二〇二三年）一二〇頁参照）。ただし、この事例における

買取防衛策継続承認決議は勧告的決議であり、この承認決議を条件に取締役会の買取防衛策導入決議が効力を有することとされていたようである(被控訴人の第六九期定時株主総会招集通知に添付された株主総会参考書類 [https://www.nip.co.jp/ir/assets/69-syousyuu.pdf] 参照)。これらの点について、以下の本節での検討および(三)参照。

本件においても、令和元年総会決議によって導入された買取防衛策が現に維持され効力を有しているのであれば、本件買取防衛策導入決議を取り消す具体的実益は認められる。しかしながら、令和三年総会において本件買取防衛策廃止議案が承認可決されている。そこで、この廃止議案承認決議の効力を分析・検討する必要があると思われる。

取締役会設置会社の株主総会の権限は、会社法に規定する事項および当該会社の定款で定めた事項に限定される(六一九五条一項。同条一項対照)。Y社定款に定めがある買取防衛策は新株予約権無償割当によるものであり、授權資本制度の枠内(会一一三条四項)で、原則としては取締役会決議(会二七八条三項)によって導入しうると解される(買取防衛策としての新株予約権無償割当に対する差止請求の局面においては、買取対象会社に株主意思の確認が求められる「白井正和」近時の裁判例を踏まえた買取防衛

策の有効性に関する判例法理の展開「民商法雑誌一五八巻二号(二〇二二年)二八三頁以下参照)。したがって、導入された買取防衛策を原則として取締役会はいつでも廃止できる(Y社定款五〇条二項は、これを確認している)。このような原則の上に、Y社定款五〇条一項は、買取防衛策導入につき株主総会決議を要することを定めている(会二七八条三項但書。株主総会の専決事項)。一方、買取防衛策の廃止に関しては、上述のようにY社定款は取締役会決議による旨を定めている(取締役会権限の確認)。こうしたY社定款の定めからすると、令和三年総会における本件買取防衛策廃止決議は勧告的決議であると解することになろう。

本件買取防衛策廃止を株主総会の議案にする前提として、Y社取締役会は本件買取防衛策の廃止を決議している。判決文からは明らかではないが、Y社第一〇一回定時株主総会(令和三年総会)招集通知に添付された株主総会参考書類(https://ssl4eir-parts.net/doc/9308/ir_material_for_fiscal_y2/100672_00.pdf)によると、第五号議案(新買取防衛策の導入および本件買取防衛策の廃止の件)の提案の理由として、第五号議案承認可決を条件として、令和三年総会終結時をもって本件買取防衛策を廃止しかつ新買取

防衛策を導入することを取締役会で決議した旨が記載されている。そうすると、本件買収防衛策は、条件を付された取締役会の決議の効力として廃止されたことになる。以上を前提にすると、この点についての本控訴審判決の分析は粗いと評されても仕方なからうが、本件買収防衛策は廃止されたと認められるとする判断は適切である。

本件買収防衛策の廃止の効力が認められる以上、令和元年決議の取消の有無に拘わらず、本件買収防衛策は現状においては失効していることに変わりはない。また、X社は令和三年総会決議によって導入された新買収防衛策はY社定款に定める買収防衛策ではない、と主張しているようである。けれども、新買収防衛策の導入の有無は上記判断に影響を与えない。このように、本件買収防衛策導入決議（令和元年総会）の取消によっても現状の法律関係に変更は生じないから、本件買収防衛策導入決議取消請求は訴えの利益を欠くと解してよい。なお、本件買収防衛策廃止に関するY社取締役会決議等に瑕疵がある場合には別個の考慮を要するが、当該瑕疵をX社は証明していない。

三、令和二年総会における本件情報提供要請承認決議の取消請求の不適法性

原審においてX社は、令和二年総会決議（すべての決議）に関する瑕疵として、議決権行使書面による議決権の行使期限に関する法令違反および本件不適切集計処理による決議方法の瑕疵を主張するとともに、令和二年総会決議のうち本件情報提供要請承認決議については、招集通知等に虚偽記載がある旨、および特別利害関係人による議決権行使によつて著しく不公正な決議がされた旨を主張した。原判決はこれらの主張には理由がないとして請求を棄却している。本判決も、Y社のこれらの主張を審理の上で、本件情報提供要請承認決議に関する控訴を棄却している。

もつとも、本件情報提供要請承認議案は、「X社に対し、その会社概要、Y社株式の保有目的、Y社株式の今後の保有、売却等の方針、Y社の企業価値を向上させるための施策等に関する質問状を送付することに関し、株主総会の承認を得ることを主な内容とするもの」であった。本件情報提供要請承認議案が令和二年総会に上程された理由は定かではないが、令和二年総会の招集通知に添付された別紙（https://s14.eir-parts.net/doc/9308/ir_material_for_fiscal_yml2_82968/00.pdf）に「本件情報提供要請の

実施は、会社法及び当社定款上、株主総会決議を要する事項として定められているものではございませんが、上記の経緯を踏まえ、特定の株主であるX社の方に情報提供を要請するものであること、X社が、上記のとおり当社の経営・事業運営等に重大な影響を与え得る株主であるため、今後のX社との対話の方針等が当社の経営・事業運営等に重大な影響を与える可能性があること等に鑑み、本情報提供要請に当たっては、本総会において株主の皆様のご承認をいただくことが適切であると判断いたしました。」とされている。これらを理由として株主総会決議を求めることには、X社以外のY社株主に対して事実上の賛同を得ることを超えた法的意味はないと解される。本情報提供要請は、Y社の定款に定められている買取防衛策の内容ではなく、一般論としても、取締役会の権限の範囲内で行うことができる事項である（特定の株主に対してのみの要請も、本件の場合には株主平等原則にならない〔多数決によつて株主不平等を正当化することもできない〕。すなわち、本件情報提供要請承認決議は、株主の（多数）意思を確認する意味を有するものの、株主総会決議としての法的効力は認められない勧告的決議であると解される（なお、この承認決議が可決されなければ本件情報提供要請は行わ

ない、とされているわけではないようである〔前掲・令和二年総会招集通知・添付別紙参照〕。

以上の検討を前提にすると、本件情報提供要請承認決議については、取消事由の検討の前に、本件のような勧告的決議は決議取消請求の対象となるのかが先決問題となろう。この点に関しては、最判平成二八年三月四日民集七〇巻三号八二七頁が、「一般に、ある議案を否決する株主総会等の決議によつて新たな法律関係が生ずることはないし、当該決議を取り消すことによつて新たな法律関係が生ずるものでもないから、ある議案を否決する株主総会等の決議の取消しを請求する訴えは不適法であると解するのが相当である。」（原判決が不適法を理由に訴えを却下した判断を是認。なお、不適法と把握することの意味につき、大森直哉・最高裁判所判例解説民事篇平成二八年度（二〇一九年）二二九～二三〇頁参照）と判示しており、参考になる。本件のような勧告的決議によつても新たな法律関係が生ずることはないし（本件情報提供要請を行うか否かにつき、取締役会に事実上の影響は与え得る）、当該決議を取り消すことによつて新たな法律関係が生じるものでもない。本件紛争の核は買取防衛策の導入あるいは将来の買取防衛策の発動にあるから、X社としてはこれらの点で争えば

足りる。以上から、本件のような勧告的決議の取消を請求する訴えは不適法であり却下されるのが相当である、といえよう（中村康江「「否決の決議」の取消しを請求する訴えに関する一考察」立命館法学三六九―三七〇号〔二〇一六年〕五四三―五四四頁、高橋・前掲一九頁参照）。

もつとも、原判決においても本判決においても、この点は争点とされていないので、指摘に留める。

四、書面による議決権の行使期限に関する法令違反の有無

および裁量棄却の可否

公開会社においては、取締役は、株主総会日の二週間前までに株主総会招集通知を株主に発しなければならぬ（会三一九九条一項。会日と発送日の間に中二週間以上必要とする趣旨〔大判昭和一〇年七月一五日民集一四卷一四〇一頁参照〕）。令和二年総会の開催日は、令和二年六月九日であり、招集通知は同月四日に発送されている。したがって、総会招集通知に関しては、二週間前までという発送要件を満たしている。

書面による議決権の行使期限は、取締役会（会二九八条一項四項）が特定の時をもって行使期限とする定めを設けなければ、株主総会の日時の直前の営業時間の終了時であ

る（会三二一条一項、会規六九条）。取締役会は、総会招集内容として、特定の時をもって書面による議決権の行使の期限とする旨を定めることができる（会二九八条一項五号、会規六三条三号ロ）。ただし、当該特定の時は、株主総会の日時以前の時であって、招集通知を発した日（議決権行使書面は株主総会招集通知に際して株主に交付しなければならぬ〔会三〇一条一項〕）から二週間を経過した日以後の時でなければならぬ（会規六三条三号ロ括弧書。中二週間以上要件。なお、書面投票制度を採用する場合には、公開会社でない株式会社においても、総会会日と総会招集通知発送日との間に中二週間以上を要する〔会二九九条一項〕）。そして、令和二年総会において招集通知を発した日から二週間を経過した日は六月一九日（二週間後の日〔同月一八日〕の翌日。初日不算入〔民一四〇条〕）である。同日は令和二年総会の開催日である。したがって、Y社が書面による議決権行使期限を定める場合には、同日午前〇時から午前一〇時になるまでの時間を指定すべきであったことになる。

この点につきもう少し検討してみよう。令和二年総会の場合には、株主総会招集通知はきっかりと中二週間で発送されている。株主総会の日時の直前の営業時間の終了時

(Y社の営業時間の終了時は午後五時二〇分)を書面投票行使期限に定めると、定めがない場合として扱ってよい(中二週間以上要件は課されない)。仮に、午後五時二〇分から午後二四時までの間を定める場合には、中二週間に足りないが、行使期限を定めない場合よりも行使期限が延長されるのであるから、許容してよい(中二週間以上要件は課されない)と解されよう。

以上と異なり、株主総会の日時の直前の営業時間の終了時よりも前の時間を定める場合には、中二週間以上要件を満たさなければならない。本件の場合には、当該終了時より二〇分前が定められている。なぜこのように定められたのかは不明である(Y社の主張によると、過去一〇年間、総会前日の午後五時と定めていたようである)。令和二年総会の場合には、株主総会招集通知をきっかりと中二週間で発送しているので、この要件を満たさない手続上の瑕疵(決議方法の法令違反)がある(令和元年総会では満たされている〔総会会日と総会招集通知発送日との間が中一五(二)〕)。

株主総会の招集手続または決議方法に法令または定款違反があっても、裁判所は、当該違反事実が(a)重大でなくかつ(b)決議に影響を及ぼさないと認めるときは、

決議取消の訴えを棄却できる(会八三一条二項。裁量棄却)。本判決は、「(a)「特定の時」を定めなかった場合の書面による議決権の行使期限はY社の営業時間の終了時である午後五時二〇分であり、本件の行使期限である午後五時から二〇分間伸長されるにすぎず、株主の議決権行使に与える影響が大きいとまではいえないことや、午後五時を営業時間の終了とすることが我が国のビジネス慣行上広く見られることに照らすと、上記の招集手続の瑕疵の程度は重大でないものと認められ、(b)令和二年六月一八日午後五時から同日午後五時二〇分までの間に到達した議決権行使書面は存在しなかったものと認められ、上記の招集手続に係る瑕疵は決議に影響を及ぼさないものであったと認められる」として、本件情報提供要請承認決議の取消請求については裁量棄却が相当だとしている。

瑕疵の程度は重大ではない(a)と本判決が判断する理由としては、(i)議決権行使期限が二〇分短縮されただけであり「株主の議決権行使に与える影響が大きいとまではいえないこと」や、(ii)「午後五時を営業時間の終了とする」ことが我が国のビジネス慣行上広く見られること」が挙げられている。(i)で「株主の議決権行使に与える影響が大きいとまではいえない」と解するのであれば、(ii)

を理由に付加することは不要ではないのだろうか。しかも、(ii)は株主が午後五時をY社の営業時間の終了時と勘違いする理由にはなっても、(ii)を付加することで(i)の理由が補強されるとは考えにくい。(i)の理由を補強するのであれば、Y社のような上場会社では書面投票は議決権行使書面を郵送する方法で行うので、本判決の上記(b)と相俟って「株主の議決権行使に与える影響が大き」とまではいえない」と説明すべきであった(同旨、小倉健裕「原判決批評」金融・商事判例一六四六号(二〇二二年)一四頁)。この点を留保すれば、結論としては裁量棄却は妥当な判断であろう(なお、潘阿憲「本判決解説」法学教室五〇一号(二〇二二年)二八頁は、「本来適法な行使期限は、本件招集通知を発した日から二週間を経過した日である六月一九日以後となるはずであり、株主の熟慮期間が一日短縮されたとの見方もあり得る」ので、本判決の判断については、評価が分かれるかもしれない、とされる。しかしながら、上述の検討のように、「一日短縮された」との評価は過大であろう)。

五、本件不適切集計処理による令和元年総会決議の決議方の瑕疵の有無と取消事由の追加の可否

Y社は議決権行使書面集計業務を含む証券代行業務をM信託に委託し、M信託は当該業務につきNデータサービスに再委託していた。そこで、M信託およびNデータサービスは、Y社の議決権行使書面(同社株主の書面による議決権行使)を受領する権限を有していたと解される(民九九条二項・一〇六条)。したがって、本件不適切集計処理は、議決権行使期限内に実際に受け取った議決権行使書面(民九九条一項)を集計の対象外とする扱いであり、決議方法の瑕疵として総会決議取消事由にあたる(なお、議決権の行使は意思表示あるいは意思表示に準じると解されるので、民法の意思表示に関する規定が適用あるいは類推適用される〔東京高判令和元年一〇月一七日資料版商事法務四二九号七八頁参照〕)。

もともと、X社が本件不適切集計処理を決議取消事由として追加主張したのは令和二年一〇月二〇日である。令和元年総会は令和元年六月一二日、令和二年総会は令和二年六月一九日に開催されている。したがって、同社の右追加主張は、第一事件、第二事件ともに、株主総会決議日から三か月以内という提訴期間を徒過している。

判例 (最判昭和五一年二月二四日民集三〇卷一一号一

〇七六頁) は、株主総会決議の日から三か月以内という提訴期間経過後に新たな取消事由を追加することは許されないとする (「瑕疵のある決議の効力を早期に明確にさせる」趣旨)。学説も、少なくとも本件のように原告が提訴期間内に主張した取消事由とは全く異なる取消事由の追加に対しては、判例同様に否定的に解するのが多数説だといえよう (岩原・前掲二九一頁参照)。

これに対して X 社は、特段の事情がある場合には提訴期間経過後の取消事由の追加も許されるべきだと主張している。確かに、X 社は、本件不適切集計処理を M 信託の公表 (令和二年九月二四日) によって初めて知ったようである (その時点で令和二年総会決議日から三か月を超えていた)。しかしながら、総会決議取消訴訟における提訴期間制限の趣旨は瑕疵ある決議の効力の早期明確化にある。提訴期間経過後に知ったからといって、新たな取消事由の追加が許されるとすると、提訴期間制限の趣旨は全くできない。とりあえず何らかの理由でもって決議取消の訴えを提起し、その後の調査で判明した事実でもってなす取消事由の追加も許されるのでは、妥当な解釈とはいえない (小塚 莊一郎・会社法判例百選 (第四版) (二〇二一年) 七

三頁参照)。

本判決は、(仮に特段の事情がある場合には提訴期間経過後の取消事由の追加が許されると解する余地があるとしても、本件不適切集計処理によって算入されなかった議決権数は二二七五個 (総議決権数に占める割合は約〇・九一%) であり、最も賛否が近接した議案における票差は三万二五〇九個であって、本件不適切集計処理によって決議の結果に影響はなかったものと認められるから、本件において追加主張を許容すべき特段の事情があるとは認められず、また、上記各事情に加え、Y 社が M 信託及び N データサービスの提供によって行われた本件不適切集計処理を令和二年総会の時点で知っていたことを認めるに足りる証拠もないから、Y 社が取消事由の追加は許されないと主張することが権利の濫用に当たるといえることもできない。」と判示する。もちろん、当該事由につき裁量棄却の要件を満たす場合 (当該決議方法の法令違反が、重大でなく、かつ、決議に影響を及ぼさない場合) に提訴期間経過後の取消事由の追加を許す意味はない。そもそも、提訴期間制限の趣旨は瑕疵ある決議の効力の早期明確化であり、結果への影響の有無が優先課題であるわけではない (結果に影響する場合だから瑕疵ある決議の効力の早期明確化を害してよいとい

う関係にはない)。

以上の検討のように、提訴期間経過後の取消事由の追加が認められる特段の事情は、会社側が当該瑕疵の主張を妨げていたような場合を除いて(本件では、Y社は本件不適切集計処理を知らなかった)のでこの場合には当たらない)、想定しにくい。一方、手続的瑕疵が著しい場合には決議不存在と評価される。もともと、本件情報提供要請承認決議のような勧告的決議については、特に、提訴期間経過後の取消事由の追加(三参照)や決議不存在の確認を求める請求を許容する理由はないと解されよう。

山本 爲三郎